

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項の規定により、
砂川市公共下水道の供用及び下水の処理を開始する。

なお、その関係図面は令和 7 年 5 月 23 日から2週間、砂川市役所都市計画課
において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

1. 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 6 月 6 日

2. 供用及び下水の処理を開始する区域（污水）

別記

3. 供用を開始する排水施設の位置

都市計画課保管の図面参照

4. 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5. 公共下水道の処理を行う終末処理場の位置及び名称

空知郡奈井江町字茶志内10番地

石狩川流域下水道奈井江浄化センター